

計画等の案の概要

名 称	第12次静岡県交通安全計画		
公表するもの	第12次静岡県交通安全計画（案）		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和8年3月26日(木)～令和8年4月20日(月)
	無		
担当課等名	くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課交通安全班 電話番号 054-221-2549		
総合計画における位置づけ	Ⅲ-1 防災・安全 1-3 安全な生活の確保 (3) 交通事故防止対策		
審議会等の名称	静岡県交通安全対策会議		
<p>1 趣旨</p> <p>交通安全対策基本法第25条第1項の規定により、国の作成する交通安全基本計画に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間に講ずべき静岡県内における陸上交通の安全に関する施策の大綱を定め、交通安全に関する施策を推進していきます。</p>			
<p>2 骨子</p> <p>(1) 基本理念</p> <p style="padding-left: 20px;">①交通事故のない社会を目指して ②人優先の交通安全思想 ③少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築</p> <p>(2) 目標（道路交通） 年間死者数：令和12年末までに65人以下</p> <p>(3) 計画期間 令和8年度（2026年度）から12年度（2030年度）までの5年間</p> <p>(4) 計画の構成（道路交通の安全）</p> <p style="padding-left: 20px;">○視点</p> <p style="padding-left: 40px;">(1)高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策 (2)こどもの安全確保のための環境整備 (3)歩行者の安全確保のための意識変容 (4)自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 (5)外国人の交通安全対策の推進 (6)特定小型原動機付自転車やその他小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進 (7)生活道路における歩行者等の安全確保 (8)先進技術の活用推進 (9)交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 (10)地域が一体となった交通安全対策の推進</p> <p style="padding-left: 20px;">○施策</p> <p style="padding-left: 40px;">(1)道路交通環境の整備 (2)交通安全思想の普及徹底 (3)安全運転の確保 (4)車両の安全性の確保 (5)道路交通秩序の維持 (6)救助・救急活動の充実 (7)被害者支援の充実と推進</p> <p style="text-align: center;">その他、鉄道の安全、踏切道における交通の安全、大規模地震に備えての交通の安全で構成</p>			